

東久留米市 教育振興基本計画を策定しました

市では、目指す教育の姿やその実現に向けて「東久留米市教育振興基本計画」を策定しました。

この計画は、東久留米市長期総合計画・基本構想を踏まえるとともに、市教育委員会が定めた「教育目標」を基に、取り組むべき方向性や具体的な施策を示したものです。

【閲覧場所】 教育部総務課（市役所6階、市政情報コーナー）（同2階、中央・滝山・市ホームページで、ご覧いただけます。詳しくは同課 ☎470・775へ。

国民健康保険運営協議会 被保険者を代表する 委員を募集します

市では、国民健康保険の重要な事項を審議するため、国民健康保険法に基づき東久留米市国民健康保険運営協議会を設置しています。委員の任期が今年12月末に満了するこ

とに伴い、被保険者を代表する委員を募集します。【募集人数】 3人以内 【応募資格】 次の要件の全てを満たす方（任期中に要件を満たした場合は辞任となりません。）①東久留米市国民健康保険の被保険者の資格を有する方②20歳以上で任期中に75歳に到達しない方③属する世帯の国民健康保険税の滞納がない方

市税などの納付にご協力ください

10月31日（金）は、市民税・都民税第3期、国民健康保険第4期、後期高齢者医療保険第4期の納期です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）でお納めください。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

夜間・休日納税相談窓口を開設します

夜間と休日に納税相談窓口を開設します。市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税など、市税の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

※相談を希望する場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。【日時】 10月23日（木）の午後8時～午後9時 【会場】 夜間・休日のいずれも納税課（市役所2階） 【注意】 納税証明書の発行はできません

【その他】 介護保険料、保育園保育料、学童保育料は、納付書を持参していただけます。詳しくは納税課 ☎470・7730へ。

退職者医療制度をご存じですか 切り替えがお済みでない方は届け出ください

退職者医療制度は、国民健康保険（以下、国保）加入者のうち、被用者保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など）に加入していた退職者本人とその被扶養者の医療給付費について、世代間の連帯の理念に基づき被用者保険が共同で負担する制度です。退職者医療制度では、国保に加入している方に対する医

届け出てください。切り替え手続きが済むと、これまでの一般の被保険者証に替わり、退職被保険者証が交付されます。【対象となる方】 退職者本人とその被扶養者で、下表の全てに該当する方 【切り替え手続きに必要なもの】 国保被保険者証、年金証書（年金受給が確認できるもの）、認め印（世帯主本人が申請する場合は省略できます）

退職者医療制度の適用対象となる方

| 退職被保険者（本人） | 被扶養者 |
|--|--|
| 国保加入者 | 国保加入者 |
| 65歳未満の方 | 65歳未満の方 |
| 厚生年金、共済年金、年金受給期間が20年以上、老齢年金または障害年金を10年以上受けている方 | 退職被保険者（本人）と同じ世帯で、主に退職者本人の収入によって生活し、年間の収入が130万円（60歳以上の方は180万円）未満の配偶者（内縁関係を含む）、または3親等以内の親族の方 |

10月20日（月）～26日（日）ご利用ください。【日時】 10月22日（水）午後1時半～4時 【会場】 市役所1階屋内ひろば 【相談内容】 年金、保険、福祉、道路、郵便など 【費用】 無料

なお、前記以外にも定例相談所（奇数月の第2水曜日、午後1時から、生活文化課（市役所2階）を開設しています。市の行政相談員は、篠宮松美氏、岡部佳子氏です。このほか、総務省東京行政

【相談内容】 不動産の相続・贈与・売買、借地借家、遺言、成年後見、登記、クレジット、サラ金問題、少額訴訟などを。【日時】 10月25日（土）午前10時～午後4時 【会場】 東部・西部の各地域センター 【相談内容】 不動産の相続・

国民年金 だより

国民年金保険料は「コンビニ」で支払えます。年金は「老後のため」だけのものではなく、もしも国民年金保険料は、コンビニでも支払うことができます。お手元に納付書がないときは、年金事務所へ、ご連絡ください。詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411へ。

ライジングサン

市長 並木克巳



実りの秋、食欲の秋、スポーツ・文化の秋、すっかり秋めいてきましたが、皆さまは、いかがお過ごしですか？今回は、お祭りについてご報告します。市内には、年間を通じてさまざまなイベントがあります。中でも夏から秋にかけては、各地でお祭りなどが企画され、地域の方々の交流の場となっています。夏の夜、盆踊りや花火の音に誘われて地域に出掛けた方も多いのではないのでしょうか。子どもたちにとっても、ふるさととの記憶となっていくものと思います。8月23日、24日の両日「滝山・前沢みんなの夏祭り」にお邪魔しました。周辺地域の皆さんも毎年楽しみにしているこのお祭りは、今年で36回目を迎えます。住民と商店街などの地域が一体となつて開催しており、恒例の「阿波踊りコンクール」で、私は審査委員長を務めさせていただきました。どの阿波踊り連も素晴らしい演奏で採点には大変悩みました。老若男女みな笑顔で楽しそうな雰囲気には、市民みんなのまつりたまたま最後の乱舞では飛び入り参加。これが祭りの醍醐味、まさに、「踊らにや損々」です。11月8日（土）9日（日）に、市民みんなのまつりには、市民みんなのまつりたまたま最後の乱舞では飛び入り参加。これが祭りの醍醐味、まさに、「踊らにや損々」です。



「飛び入り」の乱舞に阿波踊り参加

「行政相談週間」10月20日（月）～26日（日）

【日時】 10月22日（水）午後1時半～4時 【会場】 市役所1階屋内ひろば 【相談内容】 年金、保険、福祉、道路、郵便など 【費用】 無料

司法書士・税理士による 無料法律相談会を開催します

東京司法書士会田無支部・贈与・売買、借地借家、遺言、成年後見、登記、クレジット、サラ金問題、少額訴訟などを。【日時】 10月25日（土）午前10時～午後4時 【会場】 東部・西部の各地域センター 【相談内容】 不動産の相続・